# (29) 試験問題(午後の部)

#### 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間30分です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第20問まで)と記述式問題(第21問及び第22問)から成り、配点は、多肢択一式が50点満点、記述式が50点満点です。
- (4) **② 多肢択一式問題の解答**は、所定の答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1箇所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。
  - ② 答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆**(HB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、**黒イン** クのペン(万年筆又はボールペンでも可。ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記ペン、万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分を無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名の欄以外の箇所に特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 受験携行品は、黒インクのペン(万年筆又はボールペンでも可。ただし、インクが消せるものを除きます。)、インク(黒色)、三角定規(三角定規以外の定規の使用は不可。)、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆、プラスチック消しゴム、電卓(予備を含めて、2台までとします。)及びそろばんに限ります。

なお、下記の電卓は、使用することができません。

① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有していますので、使用することができません。

〈プログラム関連キー〉

 RUN
 EXE
 PRO
 PROG

 COMP
 ENTER

 P1
 P2
 P3
 P4

 PF1
 PF2
 PF3
 PF4

- ② プリント機能があるもの
- ③ アルファベットやカナ文字を入力することができるもの
- ④ 電池式以外のもの
- (10) 試験時間中,不正行為があったときは、その答案は、無効として扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

- **第1問** 任意代理に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア Aの任意代理人Bが、Aのためにすることを示して、Cからその所有する建物を買い受けた場合において、Bが当該建物に瑕疵があることを知っていたときは、Aは、Cに対し、売主の瑕疵担保責任を問うことができない。
  - イ Aから何らの代理権も与えられていないBが、Aのためにすることを示して、A所有の不動産をCに売却した場合において、Cが、Bに売買契約を締結する代理権があると信じ、そのように信じたことに正当な理由があるときは、表見代理が成立する。
  - ウ 未成年者も任意代理人になることができるが、未成年者のした代理行為は、その法 定代理人が取り消すことができる。
  - エ 本人Aの許諾を得て任意代理人Bが復代理人Cを選任した場合には、Bは、Aに対し、Cの選任につき責任を負わない。
  - オ 代理権を有しない者がした契約の本人による追認は、その契約を相手方が取り消した後は、することができない。
  - 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

**第2問** 次の対話は、不動産の物権変動に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授: A所有の土地をBがCに売却し、その後BがAから当該土地を買い受けた場合において、いずれの売買契約にも所有権の移転時期や方法に関する特約がないときは、当該土地の所有権は、いつの時点でCに移転しますか。

学生:ア BがAから当該土地を買い受け、かつ、AからBへの所有権の移転の登記が された時点で、Cに当該土地の所有権が移転することになります。

教授: Cが占有しているA所有の土地をAがBに売却し、AからBへの所有権の移転 の登記がされた後、Cにつき当該土地の取得時効が完成して、Cが時効を援用した場合、Cは、Bに対し、登記なくして当該土地の所有権を主張することができますか。

学生:イ はい。Cは、Bに対し、当該土地の所有権を主張することができます。

教授: A所有の土地をAがBに売却し、AからBへの所有権の移転の登記がされた 後、Aが、Bの債務不履行により、当該売買契約を解除しました。しかし、その 解除後、BがCに当該土地を売却し、BからCへの所有権の移転の登記がされた 場合、Aは、Cに対し、登記なくして当該土地の所有権を主張することができま すか。

学生:ウ はい。Aは、Cに対し、当該土地の所有権を主張することができます。

教授: A所有の土地をAがBに売却したが、AからBへの所有権の移転の登記がされる前に、Cが権原なく当該土地の占有を開始した場合、Bは、Cに対し、登記なくして当該土地の所有権を主張することができますか。

学生:エ はい。Bは、Cに対し、当該土地の所有権を主張することができます。

教授: A所有の土地をAがBに売却した後AからBへの所有権の移転の登記がされる前に、Bからその登記の申請を受任していたCが、Aから当該土地を買い受け、AからCへの所有権の移転の登記がされた場合、Bは、Cに対し、登記なくして当該土地の所有権を主張することができますか。

学生:オ はい。Bは、Cに対し、当該土地の所有権を主張することができます。

1 P1 2 P0 3 17 4 DT 5 T7

- 第3問 相続人がA及びBの2名存在する場合における相続に関する次のアからオまでの記述 のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 相続人Aは、いったん相続の承認をしたが、自己のために相続の開始があったこと を知った時から3か月以内であれば、その承認を撤回することができる。
  - イ 相続人Aが単独で単純承認をした場合、相続人Bは、限定承認をすることができない。
  - ウ 相続人Aは、相続の放棄をするためには、相続の放棄について相続人Bの承諾を得る必要がある。
  - エ 相続人Aは、限定承認をした場合には、以後、善良な管理者の注意をもって、相続 財産の管理を継続しなければならない。
  - オ 相続人Aが相続の放棄をし、相続人Bは単純承認をしたが、相続財産たる表題登記 のみがある不動産について、Aの債権者の申請により代位による所有権の保存の登記 がされた後、Aの法定相続分に対する仮差押えの登記がされたときは、この仮差押え の登記は無効である。
  - 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第4問 次の〔文章〕中の(①)から(⑦)までの空欄に後記の〔語句群〕の中から適切な語句を選んで入れると、不動産登記に関する文章となる。(②),(③),(⑤)
及び(⑦)の空欄に入れるべき語句の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。ただし、文章中の【A】及び【B】には適当な語句が入るものとし、同一の数字又は記号には同一の語句が入り、異なる数字又は記号には同一の語句は入らないものとする。

#### 〔文章〕

不動産登記法は、不動産の【 A 】及び不動産に関する【 B 】を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。【 A 】に関する登記は、登記の対象となる不動産の(①)を公示し、当該不動産を特定することを目的としており、【 B 】に関する登記は、当該不動産の(②)を公示することを目的としている。【 A 】に関する登記と【 B 】に関する登記は、登記簿に、(③)を一筆の土地又は一個の(④) ごとに(⑤)に区分して、登記記録として記録することにより行う。

民法では、土地及びその(⑥)は不動産とすると規定しているが、不動産登記法では、土地又は(④)を不動産と定義している。さらに、不動産登記規則は、登記の対象となる(④)は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする(⑦)に供し得る状態にあるものでなければならないとしている。

#### 〔語句群〕

登記情報, 権利関係, 登記事項, 不動産番号, 物理的状況, 表題部と権利部, 甲区と乙区, 種類, 用途, 定着物, 建物, 従物

)

	( 2 )	(  3  )	$(  \boxed{5}  )$	(7)
1	権利関係	登記情報	表題部と権利部	種類
2	物理的状況	登記情報	甲区と乙区	種類
3	物理的状況	登記事項	表題部と権利部	用途
4	権利関係	登記情報	甲区と乙区	種類
5	権利関係	登記事項	表題部と権利部	用途

- **第5問** 登記識別情報の通知に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 所有権の登記名義人であるAの申請により、甲土地と乙土地との合筆の登記をする 場合において、Aからあらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出があった ときは、登記識別情報は通知されない。
  - イ 所有権の登記名義人であるAの申請により、甲土地と乙土地との合筆の登記をする場合において、甲土地と乙土地に、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一のBを登記名義人とする抵当権の設定の登記がされているときは、Bに登記識別情報が通知される。
  - ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地と乙土地との合筆の登記を、資格者代理人B が電子申請の方法により申請するに際し、Bが登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けていた場合において、登記識別情報の送信が可能になった時から30 日以内にBが自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しないときは、Bに登記識別情報は通知されない。
  - エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地と乙土地との合筆の登記を,資格者代理人B が書面申請の方法により申請するに際し、Bが登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けていた場合において、登記完了の時から3月以内にBが登記識別情報を記載した書面を受領しないときは、Bに登記識別情報は通知されない。
  - オ 官庁の嘱託により、当該官庁を所有権の登記名義人とする甲土地と乙土地との合筆 の登記をする場合には、当該官庁からあらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の 申出があっても、登記識別情報は通知されない。
  - 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

- **第6問** 申請情報に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を申請する場合において、甲土地の不動産 番号を申請情報の内容としたときは、分筆前の土地の所在、地番、地目及び地積を申 請情報の内容とすることを要しない。
  - イ 会社法人等番号を有する法人が所有する甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を 申請する場合において、当該法人の会社法人等番号を添付情報として提供したとき は、当該法人の代表者の氏名を申請情報の内容とすることを要しない。
  - ウ 土地の表題部所有者の氏名についての更正の登記を申請する場合には、更正前の氏 名を申請情報の内容とすることを要しない。
  - エ 土地の表題登記を申請する場合において、土地の所有者であるA及びBの持分が相等しいときは、A及びBの持分を申請情報の内容とすることを要しない。
  - オ 甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を申請する場合において、登録免許税が免除されるときは、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

- **第7**問 所有権を有することを証する情報に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいも の**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア Aが所有権の登記名義人である互いに接続する2個の区分建物について、隔壁の除 去などの物理的な変更を伴わずに1個の区分建物ではない建物とする場合に行う登記 の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
  - イ Aが所有権の登記名義人である建物について、一部取壊しの工事が完了した3週間後に増築の工事が完成した場合において、一の申請情報によって建物の表題部の変更の登記を申請するときは、全ての工事完成後の床面積が減少する場合であっても、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
  - ウ Aが所有権の登記名義人である建物の全部を取り壊し、当該建物の材料を用いて当該建物と同じ種類、構造及び床面積の建物を別の土地に建築した場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
  - エ Aが所有権の登記名義人である建物の屋根を瓦から亜鉛メッキにふき替える工事を 行った場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなけれ ばならない。
  - オ Aが所有権の登記名義人である種類が車庫の建物について、床面積を変更することなく、当該車庫の開口部にシャッターを設置して倉庫とした場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。

第8問 次の対話は、表示に関する登記の電子申請(書面を提出する方法により添付情報を提供する場合を除く。)についての土地家屋調査士(以下「調査士」という。)と補助者との対話である。調査士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

調査士: 表示に関する登記の申請方法には、電子申請と書面申請がありますが、今日 は電子申請の方法について確認してみましょう。

まず、申請情報には電子署名が必要ですか。

補助者:ア はい。申請人又はその代表者若しくは代理人(以下「申請人等」という。) が、申請情報に電子署名を行わなければなりません。

調査士: 次に、申請情報と併せて提供する添付情報には、電子署名が必要ですか。

補助者:イ いいえ。添付情報は、電子署名が行われている必要はありません。

調査士: 電子署名が行われている情報を送信するときは,他に何か送信しなければな らないものはありますか。

補助者:ウ はい。電子署名を行った者を確認するために、電子証明書を送信しなけれ ばなりません。

調査士: 申請人等が電子申請の方法により申請をする場合において, 書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とするときは, 当該電磁的記録には電子署名が必要ですか。

補助者:エ はい。当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているもので なければなりません。

調査士: 最後に、申請人等が電子申請の方法により申請をする場合において、書面に 記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とするときは、当該申 請人等は、当該書面を登記官に提示する必要はありますか。

補助者:オ いいえ。飽くまで当該電磁的記録に記録したものが添付情報となりますので、当該書面を登記官に提示する必要はありません。

- **第9問** 書面申請の場合における添付書面(磁気ディスクを除く。)の原本の還付に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 建物の表題登記の申請をする際に所有権を有することを証する情報として提供した 工事施工会社作成に係る工事完了引渡証明書に添付する印鑑に関する証明書は、原本 の還付を請求することができる。
  - イ 所有権の登記がある建物についての建物の合併の登記を資格者代理人から申請する 場合において、当該資格者代理人が作成し提供する本人確認情報は、原本の還付を請 求することができる。
  - ウ 建物の表題部の変更の登記を表題部所有者の相続人が申請する場合において、相続 を証する書面として提供した戸籍謄本又は抄本及び除籍謄本は、相続関係説明図を添 付することにより、原本の還付を請求することができる。
  - エ 所有権の登記がある建物について建物の合体による登記等を申請する際に提供した 登記識別情報を記載した書面は、原本の還付を請求することができる。
  - オ 原本の還付は、申請人の申出があっても、原本を送付する方法によってすることができない。

- **第10問** 表示に関する登記の申請の却下又は取下げに関する次のアからオまでの記述のうち、 **正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 電子申請の方法による登記の申請の取下げは、電子情報処理組織を使用して申請を 取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法によってしなければならない。
  - イ 登記官が登記を完了した後であっても、登記完了証が交付されるまでの間は、登記 の申請の取下げをすることができる。
  - ウ 書面申請の方法による登記の申請であって登録免許税の納付を要するものを取り下 げた者は、当該登記の申請書に貼り付けられた印紙で消印がされたものを当該取下げ の日から1年以内に再使用したい旨の申出をすることができる。
  - エ 書面申請の方法による登記の申請が却下されたときは、偽造された書面その他の不 正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面を除き、申請書及びその添付書面 はいずれも還付される。
  - オ 委任による代理人によってされた登記の申請が却下されるときであっても、却下決 定書は、当該登記の申請人に交付され、当該代理人に交付されることはない。
  - 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

- **第11問** 土地の表題部所有者に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 表題部所有者であるAの住所が登記上の住所から数回にわたって変更を生じている場合であっても、直ちに現在の住所に変更する旨の表題部所有者の住所についての変更の登記を申請することができる。
  - イ 表題部所有者であるA及びBの持分が誤ってAは3分の2, Bは3分の1と登記されているが、真実の持分はAが4分の3, Bが4分の1である場合には、これを是正するためのA及びBの持分についての更正の登記は、Bの承諾を証する情報を提供しても、Aが単独で申請することはできない。
  - ウ 表題部所有者がA及びBである場合において、Bが死亡してその相続人がAのみであるときは、Aは自己のみを表題部所有者とする表題部所有者の変更の登記を申請することができる。
  - エ 真実の所有者がA及びBであるにもかかわらず、Bのみが表題部所有者として登記されている場合において、A及びBが、Aの持分を2分の1、Bの持分を2分の1とする表題部所有者についての更正の登記を申請するときは、Aの住所を証する情報を提供しなければならない。
  - オ 表題部所有者である特例有限会社Aは、その商号中に株式会社という文字を用いる 商号の変更をした場合であっても、表題部所有者の名称についての変更の登記を申請 することができない。

- **第12問** 地図等の訂正に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 地図に準ずる図面に表示された土地の地番に誤りがある場合において、その訂正の 申出をするときは、地図訂正申出情報と併せて土地所在図又は地積測量図を提供しな ければならない。
  - イ 地図に準ずる図面に表示された土地の形状に誤りがある場合において、その訂正の 申出をするときは、地図訂正申出情報と併せて土地所在図又は地積測量図を提供しな ければならない。
  - ウ 地図に表示された隣接する二筆の土地の区画の誤りの訂正の申出をする場合において、当該土地が同一の登記所の管轄区域内にあるときは、一の地図訂正申出情報により申出をすることができる。
  - エ 地図に表示された土地の区画に誤りがある場合に、当該土地の所有権を売買により取得した者は、所有権の移転の登記を受ける前であっても、当該土地の区画の誤りの訂正の申出をすることができる。
  - オ 地図に表示された土地の区画に誤りがある場合において、当該土地の登記記録の地 積に錯誤があるときは、当該土地の区画の誤りの訂正の申出は、地積に関する更正の 登記の申請と併せてしなければならない。

第13問 土地の表示に関する登記に関する次のアからオまでの記述のうち、A欄に記載した登記原因たる事実が生じた場合に申請又は嘱託をすることになるB欄に記載した登記の目的の組合せとして、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	A欄	B欄
ア	分筆線を誤って申請されたことによる分筆の登記を	地積に関する更正の登記
	是正する場合	
イ	天災等の自然現象によって一筆の土地の一部が常時	地積に関する変更の登記
1	海面下に没する状態になった場合	
ゥ	天災等の自然現象によって一筆の土地の全部が海面	滅失の登記
	下に没したが、その状態が一時的なものである場合	
エ	一筆の土地の全部が河川法第6条第1項の河川区域	河川区域内の土地である
	内の土地になった場合	旨の登記
オ	河川法第6条第1項の河川区域内の一筆の土地の一	分筆及び滅失の登記
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	部が滅失した場合	

#### (参考)

河川法(昭和39年法律第167号)

(河川区域)

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形,草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み,洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。 第三項において同じ。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を 行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

 $2 \sim 6$  (略)

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

- 第14間 隣接する甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記(以下「本件合筆の登記」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地と乙土地のうち、乙土地にのみ抵当権の設定 の登記がされている場合には、当該抵当権の登記名義人が作成した当該抵当権を消滅 させることを承諾したことを証する情報を添付して、本件合筆の登記を申請すること ができる。
  - イ 甲土地と乙土地に、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因 及びその日付が同一の抵当権の設定の登記がされている場合において、その後、甲土 地についてのみ抵当権の順位の変更の登記がされているときは、本件合筆の登記を申 請することはできない。
  - ウ 甲土地の所有権の登記名義人がA、乙土地の所有権の登記名義人がBである場合において、Aが死亡してその相続人がBのみであるときは、甲土地の所有権の移転の登記をしなくても、BがAの唯一の相続人であることを証する情報を提供すれば、本件合筆の登記を申請することができる。
  - エ 乙土地の所有権の登記名義人であるAを地上権者とする地上権の設定の登記が、B を所有権の登記名義人とする甲土地にされている場合には、その後にAが甲土地の所有権の登記名義人になったときであっても、当該地上権の抹消の登記をした後でなければ、本件合筆の登記を申請することはできない。
  - オ 地図を作成するために必要があると認めるときは、甲土地と乙土地の所有権の登記 名義人であるAに異議があるときであっても、登記官は、職権で、本件合筆の登記を することができる。
  - 1 P1 2 P1 3 1T 4 DT 5 D1

- 第15問 建物の表示に関する登記の申請義務に関する次のアからオまでの記述のうち、正しい ものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、そ の所有権の取得の日から1月以内に、表題登記を申請しなければならない。
  - イ 区分建物である建物が新築され、その表題登記完了後に規約敷地が生じたときであっても、区分建物の表題部所有者は、区分建物の表題部の変更の登記を申請することを要しない。
  - ウ いずれも表題登記があるが所有権の登記がない二以上の建物が合体して1個の建物 となった場合には、当該建物の表題部所有者は、当該合体の日から1月以内に、合体 後の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題部の登記 の抹消を申請しなければならない。
  - エ 区分建物の種類に変更があった後に共用部分である旨の登記がされた場合には、当該登記がされた区分建物の所有者は、共用部分である旨の規約を設定した日から1月以内に、当該区分建物の種類の変更の登記を申請しなければならない。
  - オ 甲区分建物及び乙区分建物からなる一棟の建物の床面積に変更がある場合において、甲区分建物の所有権の登記名義人が、当該一棟の建物の表題部の変更の登記を申請したときは、乙区分建物の所有権の登記名義人も、当該一棟の建物の表題部の変更の登記を申請しなければならない。
  - 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

- **第16問** 建物の構造に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 主要構造部が鉄骨造であって、壁構造ではない建物で、当該建物の外壁に軽量気泡 コンクリートを使用している場合には、建物の構造欄には、「鉄骨・鉄筋コンクリート 造」と表示する。
  - イ 床面積が100.00 平方メートルの平家建の建物で、当該建物の床面積の65.00 平方メートルの部分の屋根がスレートでふかれており、残りの床面積の部分の屋根がかわらでふかれているときは、建物の構造欄には、かわら及びスレートをいずれも表示の対象とする。
  - ウ 2階層からなる建物の2階層部分の天井の上に、収納式の階段を利用して出入りする構造で物置として使用されている屋根裏部屋がある場合において、当該屋根裏部屋の床から天井までの高さが1.5メートルであるときは、建物の構造欄には、「3階建」と表示する。
  - エ 3階層からなる建物の1階層部分の床面が地盤面下にある場合において、1階層部分の床面から地盤面までの高さが1.1メートルで1階層部分の床面から1階層部分の 天井までの高さが2.7メートルのときは、建物の構造欄には、「3階建」と表示する。
  - オ 店舗として使用されている平家建の建物が鉄骨の柱により地盤面から 2.0 メートル 床上げされている場合において、床上げされた場所が外気と遮断する壁のない店舗用 の駐車場として使用されているときは、建物の構造欄には、「平家建」と表示する。
  - 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

- 第17問 区分建物の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア Aを表題部所有者とする区分建物ではない甲建物に接続してBにより乙区分建物が新築されて一棟の建物となったことによって、甲建物が区分建物になった場合において、甲建物の表題部の変更の登記及び乙区分建物についての表題登記を申請するときは、A及びBは、住所を証する情報を提供しなければならない。
  - イ 甲区分建物が属する一棟の建物が所在する土地を分筆したことにより当該一棟の建物が所在する土地の地番が変更した場合において、甲区分建物についての表題部の変更の登記を申請するときは、添付情報として変更後の建物図面及び各階平面図を提供しなければならない。
  - ウ いずれも表題登記がある区分建物ではない甲建物及び乙建物が増築工事により相互 に接続して区分建物になった場合には、甲建物及び乙建物についての表題部の変更の 登記の申請は、一括してしなければならない。
  - エ 所有権が敷地権として登記されているいずれも主である甲区分建物及び乙区分建物 を区分合併して、これらの区分建物が属する一棟の建物が区分建物ではない建物に なった場合におけるこれらの区分建物の区分合併の登記の申請は、敷地権の表示を抹 消するための区分建物の表題部の変更の登記の申請と併せてしなければならない。
  - オ 甲区分建物の所有権の原始取得者が甲区分建物の表題登記を申請しない場合には、 甲区分建物の転得者は、当該原始取得者に代位して甲区分建物の表題登記を申請する ことができる。

- **第18問** 建物の滅失の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、 後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 建物の所有権の登記名義人が当該建物を自ら取り壊した場合において、当該建物の 滅失の登記の申請をするときは、当該登記名義人の印鑑に関する証明書を添付しなけ ればならない。
  - イ 建物図面が備え付けられていない建物を取り壊した場合において、当該建物の滅失 の登記の申請をするときは、当該建物が存していた場所を特定するために建物図面を 添付しなければならない。
  - ウ 団地共用部分である旨の登記がある建物の滅失の登記を申請する場合には、当該建 物の所有者を証する情報を添付しなければならない。
  - エ 借地上に存する建物の所有権の登記名義人が当該建物を建替えのために取り壊した場合には、当該借地に賃借権の設定の登記がされていないときであっても、当該建物の所有権の登記名義人は、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。
  - オ 抵当権の設定の登記がある建物が焼失した場合において、当該建物の滅失の登記の申請をするときは、当該抵当権の登記名義人の承諾を証する情報を添付しなければならない。

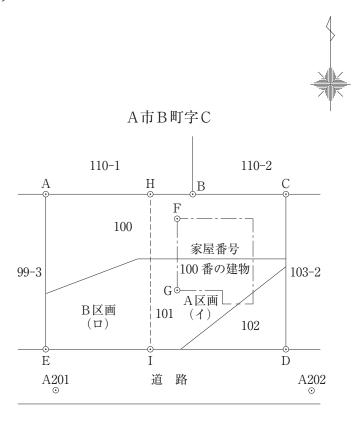
- **第19問** 筆界特定に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 筆界調査委員は、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査に当たっては、筆 界特定が対象土地の所有権の境界の特定をも目的とするものであることに留意しなけ ればならない。
  - イ 筆界調査委員は、あらかじめ、筆界特定の申請人及び関係人に対し、対象土地の測量又は実地調査を行う旨並びにその日時及び場所を通知して、これに立ち会う機会を与えた場合には、当該申請人及び関係人が立会いをしないときであっても、当該筆界調査委員は、当該対象土地の測量又は実地調査をすることができる。
  - ウ 筆界調査委員は、意見聴取等の期日に立ち会う場合には、筆界特定登記官の許可を 得なくとも、筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人に対し質問を発することが できる。
  - エ 筆界調査委員は、筆界特定のために、柵で囲まれた他人の占有する土地の実地調査 をする場合において、当該土地の占有者の承諾があるときは、日出前であっても、当 該土地に立ち入ることができる。
  - オ 筆界特定の関係人は、筆界が特定されるまでの間は、当該筆界特定の手続において 作成された調書及び提出された資料を閲覧することはできない。

- 第20問 土地家屋調査士法人(社員のうちに、民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる土地家屋調査士はいないものとする。)に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 土地家屋調査士法人は、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に土地家屋調査士法人を代表すべきものを定めることができる。
  - イ 土地家屋調査士法人の社員である土地家屋調査士は、全て業務を執行する権利を有 し、義務を負う。
  - ウ 土地家屋調査士法人の社員である土地家屋調査士は、土地家屋調査士の登録の取消 しがあった場合であっても、総社員の同意がなければ、当該法人の社員を脱退するこ とはない。
  - エ 土地家屋調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は 地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させ なければならない。
  - オ 土地家屋調査士法人は、社員となろうとする土地家屋調査士が1人で定款を定めて設立することができる。
  - 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第21問 土地家屋調査士法務民子は、甲野太郎及び甲野次郎から、次の〔調査図素図〕に示すA市B町字C100番の土地(以下「甲土地」という。)、101番の土地(以下「乙土地」という。)及び102番の土地(以下「丙土地」という。)の表示に関する登記に関する相談を受け、【土地家屋調査士法務民子の聴取記録の概要】のとおり事情を聴取し、必要な表示に関する登記の申請手続等の代理について依頼を受け、【土地家屋調査士法務民子による調査及び測量の結果の概要】のとおり必要な調査や測量を行った。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

#### [調査図素図]



(注) H点はA点とB点とを結ぶ直線上の点であり、I点はE点とD点とを結ぶ直線上の点である。

実線は筆界を示す。H点とI点を結ぶ直線は、土地の分割線を示す。

問1 【土地家屋調査士法務民子の聴取記録の概要】及び【土地家屋調査士法務民子によ る調査及び測量の結果の概要】から、〔調査図素図〕上のC点、H点及びI点の座標 値を求め、別紙第21問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

- 問2 土地家屋調査士法務民子は、甲野太郎及び甲野次郎から、【土地家屋調査士法務 民子の聴取記録の概要】5のとおり、合筆の登記の申請をした上で分筆の登記の申 請をしてほしい旨の依頼を受けた。この依頼を果たすために、分筆の登記の申請の ために地積の更正の登記を申請する必要があるか、地積の更正の登記を申請するこ との要否及びその理由について、別紙第21問答案用紙の第2欄に記載しなさい。
- 問3 別紙第21 問答案用紙の第3欄の登記申請書の空欄を埋めて、依頼を受けた分筆の登記の申請書を完成させなさい。ただし、分筆の登記以外に必要な土地の表示に関する登記(合筆の登記を除く。)がある場合は、一の申請情報により申請するものとする。また、地積は測量の結果である座標値を用いて座標法により求積するものとする。
- 問4 別紙第21 問答案用紙の第4欄を用いて、問3の登記の申請書に添付する地積測量図を完成させなさい。
  - (注) 1 本間における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
    - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
    - 3 座標値は、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。
    - 4 地積測量図には、今回の測量の結果である座標値から求めた筆界点間の辺長 を、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを記載 すること。
    - 5 地積測量図には、各筆界点の座標値、平面直角座標系の番号又は記号、地積 及びその求積方法並びに測量年月日は、記載することを要しない。
    - 6 A市基準点の各点は、地積測量図にその地点を明示して点名を付して記載することとし、座標値を記載することを要しない。
    - 7 A市基準点成果表を用いて行う測量においては、距離に関する補正計算は行 わないものとする。
    - 8 解答に当たって関数の値が必要となる場合には、次の【**三角関数真数表**】の値 を用いること。

- 9 訂正,加入又は削除をしたときは,訂正は訂正すべき字句に線を引き,近接 箇所に訂正後の字句を記載し,加入は加入する部分を明示して行い,削除は削 除すべき字句に線を引いて,訂正,加入又は削除をしたことが明確に分かるよ うに記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 10 問 3 及び問 4 は, **【土地家屋調査士法務民子による調査及び測量の結果の概要**】1 (6)の内容を反映して記載すること。

#### 【三角関数真数表】

角度	sin	cos	tan	
6° 43′ 43″	0.11716	0.99311	0.11797	
10° 18′ 48″	0.17903	0.98384	0.18197	
44° 52′ 10″	0.70549	0.70871	0.99545	
102° 29′ 41″	0.97632	-0.21635	-4.51266	
280° 18′ 48″	-0.98384	0.17903	-5.49537	
280° 50′ 03″	-0.98218	0.18797	-5.22532	

#### 【土地家屋調査士法務民子の聴取記録の概要】

- 1 甲野一郎は死亡しており、その相続人は、甲野太郎及び甲野次郎の2名のみである。
- 2 甲野太郎は、遺産分割協議により、〔調査図素図〕に示す家屋番号 100 番の建物(以下「丁建物」という。)並びに甲土地、乙土地及び丙土地(以下、これらの土地を合わせて「対象土地」という。)のうち東側の土地(〔調査図素図〕のB、C、D、I、H及びBの各点を順次直線で結んだ部分。以下「A区画」という。)を相続し、甲野次郎は、遺産分割協議により、対象土地のうち西側の土地(〔調査図素図〕のA、H、I、E及びAの各点を順次直線で結んだ部分。以下「B区画」という。)を相続した。
- 3 甲野太郎の住所はA市B町100番地である。甲野次郎の住所はA市D町210番地である。
- 4 甲野一郎は、対象土地を丁建物の敷地として利用していた。
- 5 甲野太郎及び甲野次郎は、先に対象土地を合筆する合筆の登記を申請した上で、続けて対 象土地を2つに分筆する分筆の登記の申請をする意思を有している。
- 6 甲野太郎及び甲野次郎は、対象土地を分割する線([調査図素図]のH点とI点とを結ぶ直線)を、丁建物の側面([調査図素図]のF点とG点とを結ぶ直線)に平行で、その西側に 1.00 m 離れたものとすることを希望している。ただし、対象土地の分筆後も、全体を丁建物の敷地として利用する予定である。
- 7 甲野一郎の相続に係る登記手続については、まだ行われていない。

#### 【土地家屋調査士法務民子による調査及び測量の結果の概要】

- 1 資料に関する調査の結果
  - (1) 対象土地に関する最新の登記記録等の調査結果

#### (表題部)

所 在 A市B町字C

地 番 100番

地 目 宅地

地 積 115.70 m<sup>2</sup>

# (権利部)

甲 区 A市B町100番地 甲野一郎

乙 区 (登記事項なし)

#### (表題部)

所 在 A市B町字C

地 番 101番

地 目 宅地

地 積 132.23 m<sup>2</sup>

# (権利部)

甲 区 A市B町100番地 甲野一郎

乙 区 (登記事項なし)

#### (表題部)

所 在 A市B町字C

地 番 102番

地 目 宅地

地 積 49.59 m<sup>2</sup>

# (権利部)

甲 区 A市B町100番地 甲野一郎

乙 区 (登記事項なし)

#### (2) 丁建物に関する最新の登記記録等の調査結果

(表題部)

所 在 A市B町字C 100番地, 101番地, 102番地

家屋番号 100番

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床面積 1階 42.68 m<sup>2</sup>

2 階 42.68 m<sup>2</sup>

#### (権利部)

甲 区 A市B町100番地 甲野一郎

乙 区 (登記事項なし)

#### (3) 地図等に関する調査の結果

対象土地の地域には、不動産登記法第14条第1項の地図は備え付けられておらず、同条第4項の地図に準ずる図面が備え付けられている。

また、対象土地の地域は、不動産登記規則第10条第2項第1号の市街地地域に属する。

(4) 地積測量図に関する調査の結果

ア 対象土地については、地積測量図が備え付けられていない。

イ 対象土地の隣接地であるA市B町字C99番3,103番2,110番1及び110番2の各 土地については、いずれも地積測量図が備え付けられている。

(5) A市道路管理課における道路境界の調査の結果

A市道路管理課において、道路境界の調査を行った結果、対象土地については道路境界 の確定がされていた。

(6) 分筆の登記の予定地番の調査の結果

法務局において、A区画を100番1、B区画を100番2とする予定地番の確認を行った。

(7) 対象土地の地積測定の公差

精度区分	甲 2	乙1	乙3
対象面積			
49.59 m <sup>2</sup>	$0.53\mathrm{m}^2$	1.45 m <sup>2</sup>	6.13 m <sup>2</sup>
115.70 m <sup>2</sup>	0.89 m <sup>2</sup>	2.48 m <sup>2</sup>	10.31 m <sup>2</sup>
132.23 m <sup>2</sup>	0.96 m <sup>2</sup>	2.70 m <sup>2</sup>	11.20 m <sup>2</sup>
297.52 m <sup>2</sup>	1.57 m <sup>2</sup>	4.59 m <sup>2</sup>	18.65 m <sup>2</sup>

- 2 対象土地の利用状況,境界標の状況並びに立会い及び測量の結果
  - (1) 対象土地の利用状況

各土地の利用状況は、【土地家屋調査士法務民子の聴取記録の概要】のとおりである。

(2) 境界標の状況に関する調査

ア 〔調査図素図〕のA点、B点、D点及びE点にはコンクリート杭が設置されている。

イ 甲土地と乙土地との間及び乙土地と丙土地との間の各筆界を確認するために、境界標 を掘り起こす作業を行ったが、これを見つけることはできなかった。

#### (3) 立会い等

ア A市道路管理課職員から, 道路に関する境界について問題がないことの確認が得られた。

また、今回の測量の結果とA市備付道路境界図が一致していることを確認した。

- イ [調査図素図]のC点の境界標が亡失していたため、隣接地の所有者の確認を得た上で、登記所備付資料の地積測量図に基づいた復元位置にコンクリート杭を埋設した。土地家屋調査士法務民子による検証の結果、現地の境界標と登記所備付資料の地積測量図の座標成果は整合していることが確認された。
- ウ 上記ア及びイの確認結果に加え、隣接地の所有者と既存の境界標を確認したところ、 問題は認められなかったので、〔調査図素図〕のH点とI点に金属標を設置した。

#### (4) 測量の結果

A市基準点である[調査図素図]の A201 点及び A202 点並びに関連する基準点の点検測量を行った結果,許容誤差内にあることを確認した。そこで, [A市基準点成果表]の値をもって,筆界点の観測を行い,次のとおり観測値と筆界点の座標値を得た。

# ア 〔A市基準点成果表〕

名 称	X 座標(m)	Y 座標(m)	
A201	365.21	287.28	
A202	361.26	307.92	

# イ 〔測量によって得られた観測値〕

器械点	後視点	測点	観測角	水平距離(m)
A202	A201	A201	0° 0′ 0″	省略
A202	A201	С	85° 53′ 40″	17.92

- (注)1 観測角は、後視方向を0°として時計回りの角度を示す。
  - 2 北は、X軸正方向に一致する。

# ウ 〔測量によって得られた座標値〕

名 称	X座標(m)	Y座標(m)	
A	383.28	289.54	
В	380.12	303.80	
D	364.94	307.17	
Е	368.61	287.12	
F	378.40	300.41	
G	372.41	299.32	

第22問 次の[見取図]のとおり、A市B町三丁目1番1及び1番2の土地上には、家屋番号1番1の建物(以下「本件建物」という。)が所在している。本件建物は、主である建物(以下「甲建物」という。)と附属建物符号1の建物(以下「乙建物」という。)からなる。

土地家屋調査士法務守は、【事実関係】のとおり、本件建物の所有権の登記名義人であってA市B町三丁目11番1号を主たる事務所の所在地とする認可地縁団体であるB町自治会の代表者地籍修一から、表示に関する登記に関する相談を受けて事情を聴取し、必要となる全ての表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記についての必要な調査及び測量の依頼を受け、【登記記録等の内容】のとおり登記記録等を調査した上、必要となる登記を申請した。

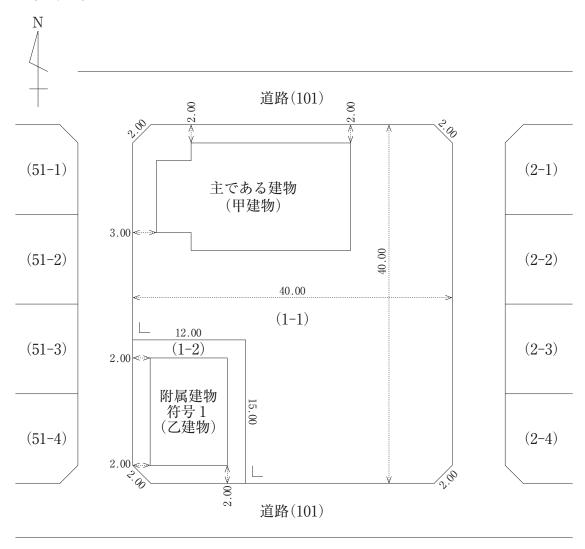
以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 土地家屋調査士法務守が【事実関係】5の依頼を受けて行うべき本件建物について 必要となる表示に関する登記の申請の①登記の目的,②当該登記の申請をする必要 がある理由及び③当該登記の申請に各階平面図を添付しなければならないかどうか について、別紙第22問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

なお、②当該登記の申請をする必要がある理由については、解答欄に記載されている「主である建物のみについて所有権の移転の登記を行うためには、」に続けて、かつ、解答中に「一個の建物」の語句を使用して簡潔に記載しなさい。

- 問2 別紙第22問答案用紙の第2欄の空欄を埋めて、土地家屋調査士法務守が【事実関係】10の依頼を受けて行うべき本件建物について必要となる表示に関する登記の申請書を完成させなさい。ただし、登記の申請は、一の申請情報によって申請するものとし、会社法人等番号は用いないものとする。
- 問3 別紙第22問答案用紙の第3欄を用いて、土地家屋調査士法務守が問2で完成させた登記の申請書に記載すべき全ての建物について建物図面及び各階平面図を完成させなさい。
  - (注)1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
    - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
    - 3 建物図面は 500 分の 1 の縮尺により, 各階平面図は 250 分の 1 の縮尺により, それぞれ作成すること。
    - 4 訂正,加入又は削除をしたときは,訂正は訂正すべき字句に線を引き,近接 箇所に訂正後の字句を記載し,加入は加入する部分を明示して行い,削除は削 除すべき字句に線を引いて,訂正,加入又は削除をしたことが明確に分かるよ うに記載すること。ただし,押印や字数を記載することは要しない。

#### [見取図]



- (注)1 距離の単位はメートルである。
  - 2 ()内の数字は、土地の地番である。
  - 3 敷地と建物の距離は、土地の筆界線から建物の外壁までの距離である。
  - 4 土地の形状及び建物の形状は、土地の隅切りを除き、直交している。
  - 5 北の方向は、土地の隅切りを除き、道路及び建物に平行又は垂直である。
  - 6 土地の隅切りの形状は、底辺を2メートルとする直角二等辺三角形である。

#### 【事実関係】

- 1 B町自治会は、自己が所有するA市B町三丁目1番2の土地及び人権岩男から借り受けた A市B町三丁目1番1の土地上に本件建物を所有している。本件建物のうち甲建物は、B町 自治会の構成員の高齢化とともに利用される頻度が減り続け、その構成員の一部から甲建物 を所有し続けることについて疑問の声が上がっていた。
- 2 上記1の事情を聞いた人権岩男は、B町自治会が存する地域に保育所が不足していたことから、自らが理事長を務めるA市C町二丁目6番2号を主たる事務所の所在地とする社会福祉法人C福祉会(以下「C福祉会」という。)が保育所を開設するための物件として、C福祉会がB町自治会から、甲建物を買い受けることとした。
- 3 B町自治会は、総会において、A市B町三丁目1番1の土地の賃貸借契約を解約すること 及びC福祉会に甲建物を売却することを全会一致で決議した。
  - なお、甲建物の附属建物である乙建物は、B町自治会主催の夏祭りや市民体育祭で使用するテント等が保管されており、C福祉会には売却せず、今後もB町自治会が所有することとしている。
- 4 B町自治会は、上記3の決議に従い、C福祉会との間で、甲建物の売買契約を締結した。
- 5 土地家屋調査士法務守は、平成29年4月28日、B町自治会の代表者地籍修一から、甲建物を売却することによって本件建物について必要となる表示に関する登記の申請の相談を受け、必要となる表示に関する登記について説明し、その申請手続についての代理並びに当該登記についての必要な調査及び測量の依頼を受けた。
- 6 平成29年5月19日,上記5の表示に関する登記が完了した。その後,甲建物について, 上記4の売買契約に基づき代金の支払及び引渡しがされ,平成29年6月2日にB町自治会 からC福祉会への所有権の移転の登記が完了した。また,A市B町三丁目1番1の土地につ いて,乙区1番の登記も抹消された。
- 7 C福祉会は、甲建物を保育所として利用するため、甲建物の内装工事を行い、平成29年7月20日に内装工事が完了した。また、C福祉会は、甲建物を保育所とする手続を行い、当該手続は適法に完了した。
- 8 C福祉会は、甲建物の利用を補うために必要となる道具や備品を収納するための倉庫(以下「丙建物」という。)を平成29年8月10日に新築した。丙建物を新築した場所はA市B町三丁目1番1の土地の北東部分(〔調査図素図〕3参照)である。
- 9 丙建物は、発泡ポリスチレン板を主たる構成材料とし、壁部分と屋根部分が一体となった アーチ形状(かまぼこ形状)となっている。なお、床面から天井までの高さは1.5 m 以上である([調査図素図]3参照)。

10 土地家屋調査士法務守は、C福祉会の代表者である理事長人権岩男から、甲建物及び丙建物に関する登記の相談を受け、必要となる全ての表示に関する登記について説明し、その申請手続についての代理並びに当該登記についての必要な調査及び測量の依頼を受けた。

#### 【登記記録等の内容】

調査日 平成29年4月28日

1 本件建物の敷地の登記記録の抜粋

(表題部)

所 在 A市B町三丁目

地 番 1番1

地 目 宅地

地 積 1417.00 m<sup>2</sup>

(権利部)

甲 区 1番 A市B町三丁目3番1号 人権岩男

乙 区 1番 賃借権設定 A市B町三丁目11番1号 B町自治会

#### (表題部)

所 在 A市B町三丁目

地 番 1番2

地 目 宅地

地 積 179.00 m<sup>2</sup>

(権利部)

甲 区 1番 A市B町三丁目11番1号 B町自治会

乙 区 (登記事項なし)

2 本件建物の登記記録の抜粋

(表題部)

所 在 A市B町三丁目1番地1, 1番地2

家屋番号 1番1

主である建物 種 類 集会所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 185.27 m<sup>2</sup>

附属建物符号1 種 類 倉庫

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 79.49 m<sup>2</sup>

原因及びその日付 平成17年10月1日新築

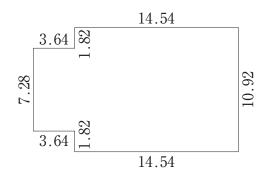
(権利部)

甲 区 1番 A市B町三丁目11番1号 B町自治会

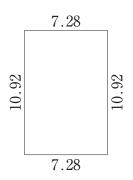
乙 区 (登記事項なし)

#### 〔調査図素図〕

# 1 甲建物

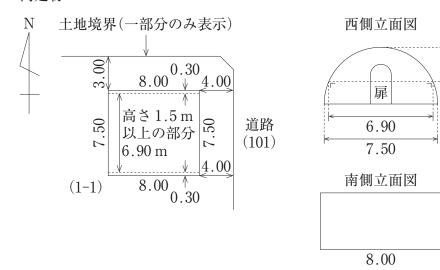


# 2 乙建物



3.75

# 3 丙建物



- (注)1 距離の単位はメートルである。
  - 2 ()内の数字は、土地の地番である。
  - 3 敷地と建物の距離は、土地の筆界線から建物の外壁までの距離である。
  - 4 建物の測定値は、軽量鉄骨の柱の中心又は発泡ポリスチレン板の中心である。
  - 5 建物の隅角部は全て直角である。
  - 6 立面図と平面図では縮尺が異なる。

# 〔記入例〕

受験地東京受験番号36氏名民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は, 下記のとおりとなります。

# 【多肢択一式答案用紙】

受 験 地		\frac{\fir}{\fint}}}}}}}}{\frac}}}}}}}}}}{\frac{\fir}}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fi}	を験	番	号	氏
東	京	千の位	百の位	十の位	一の位	
十の位 0	一の位 1			3	6	民事
•						(この欄記試験区分

(この欄記入不要)

試験区分 ②

名

二子

# 受験地コード番号表

01	02	03	04	05	06	07	08	09
東京	大 阪	名古屋	広 島	福岡	那 覇	仙台	札幌	高 松

# 【記述式答案用紙】

 受験地
 東京

 受験番号

 36

 氏

 名

 民事

 二子